ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業  
実施要領

都中農推発第１３号

令和７年４月１日

第１　趣旨

東京都農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）は、ＪＡ東京中央会エコ農産物認証生産者に対する販売拡大支援事業実施要綱（令和７年４月１日付都中農推第１２号。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する東京都エコ農産物認証生産者に対する販売拡大支援事業経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。その交付に関しては、東京都補助金等金交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）に定めるもののほか、東京都エコ農産物認証生産者に対する販売拡大支援事業費補助金交付要綱に定めるところによる。

第２　事業実施主体

事業実施主体は、東京都農業協同組合中央会（以下「中央会」と言う。）とし、都内各地域の農業協同組合等との連携により実施する。

第３　補助対象者

第４の１の補助対象事業をうける補助対象者は、都内に居住し、都内のほ場で耕作を行い、生産物を主に都内で販売している農業者等で以下に掲げる者とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者 | 備　　考 |
| エコ農産物認証生産者（以下「認証生産者」という。） | 東京都エコ農産物認証要綱（平成25年４月１日付25産労農安第１号）に基づき認証を受けた農産物の生産者。 |

第４　補助対象事業の内容

１　本要領において補助対象者に対する事業の内容、補助率等は以下のとおりとする。

なお、補助対象経費は、次表の導入の経費とし、消費税及び地方消費税は対象外とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 内容 | 補助率等 |
| （１）周年出荷を行うための認証生産者への種苗購入費補助 | 前年度の東京都エコ農産物認証委員会において、新規に認証生産者と認めらされた者及び、既認証生産者で前年度に比べて認証品目を増やした者が、今年度に新しく認証された品目の種苗を初めて導入する場合の購入経費 | 補助率  1/2以内  補助上限  100千円  補助下限  10千円  1,000円未満の端数切り捨て |
| （２）化学合成農薬削減のための資材購入費補助 | 別紙１に定める化学合成農薬削減技術のための資材の購入経費  ※１　別紙１に記載のない資材を希望する場合は、事業実施主体へ問い合わせること。  ※２　一般の防虫ネットや紫外線除去フィルム等は除く |
| （３）その他、周年出荷を行うための種苗導入や化学合成農薬削減技術に関する知事が必要と認める取組 | 上記（１）から（２）の内容以外で、対象となるもの。  ※事業実施主体へ問い合わせること。 |

２　留意事項

1. 国及び都、区市町村の補助金の交付対象となっている経費については本事業の補助対象としない。
2. 本事業の予算額に限りがあるため、支出状況を勘案して事業を実施する。
3. 本事業で取り扱う「種苗及び資材等」とは、施設園芸又は農地で農業生産に使用するものとする。
4. 本事業で購入した種苗及び資材等は、今年度内に播種又は使用、設置を行うものとする。
5. 本事業で購入した種苗及び資材等は、譲渡又は転売を行わないこと。
6. 補助対象となる経費は、次の（ア）～（オ）の条件をすべて満たすものとする。

（ア）使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

（イ）補助対象期間中（令和７年５月１日～令和８年１月３０日）に補助金の交付が決定され、支払が完了した経費

（ウ）補助金交付申請書については第６の補助金申請期間の(2)の６月２３日までに提出を完了させること。

（エ）証拠資料（領収書等）によって支払金額が確認できる経費

（オ）補助対象品目の運搬費や施工料、取付手数料は補助対象外とする。

（カ）補助対象品目のうち、次のものは対象外とする。

（a）中古品

（b）リースによる導入

1. 事業実施にかかる支出を行う際にカード決済等によるポイントを取得・利用した場合のポイント分は、補助対象外となるので補助金請求の際はポイント分の金額を差し引いて請求すること。  
   　なお、該当するポイントの付与の有無及びポイント数が確認できる証拠書類（領収書等）を提出すること。
2. 同一申請者、同一世帯からの申請は事業実施期間中に１回とする。  
   　複数申請が判明した場合には、すべて不採択とする（採択後に複数申請が判明した場合も、遡って交付決定を取り消す）

第５　補助金の交付に係る暴力団の排除

１　補助対象者が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下「条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、この要領に基づく補助金の交付の対象としない。

２　補助対象者が法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員当に暴力団員等又は暴力団に該当するものがある場合についても、この要領に基づく補助金の交付の対象としない。

第６　補助金の交付申請手続き

（交付申請書）

１　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは原則として地域の農業協同組合等を通じ「補助金交付申請書（別記様式第１号の１）」及び「適切な事業実施に係る誓約書（別記様式第１号の２）」、「東京都暴力団排除条例に係る誓約書（別記様式第１号の３）」を中央会会長に提出するものとする。

（補助金申請期間）

２　申請期間は、5月1日（木）から６月２３日（月）までとする。なお、申請状況により予算の範囲内で調整を行う場合がある。

（消費税等の事業費からの減額）

２　補助対象者は、１による申請をするに当たっては、該当補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額）を補助金から減額して申請しなければならない。

第７　補助金の交付決定

（交付決定通知）

１　中央会会長は、第６の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付の決定（別記様式第２号）を行い、補助対象者に通知する。

２　中央会会長は、１の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

第８　補助金交付決定前着工

（交付決定前着工届）

事業の着工（機械等の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情、社会情勢に応じて事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定前に着工する必要がある場合には、その旨を具体的に明記した補助金交付決定前着工届（別記様式第３号）を中央会会長に届け出るものとする。

第９　申請の撤回

（交付決定への異議）

　　補助対象者は、第７の１の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知書受領日から１４日以内に、申請の撤回をすることができる。

第１０　申請事項の変更

（事業変更承認申請）

１　補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（別記様式第４号）を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

①　事業内容の著しい変更

②　補助対象事業費の３割を超える変更

２　中央会会長は、１の申請があった場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第１１　事業の廃止の承認

　　補助対象者は、第９により補助金の交付決定を受けた補助事業を廃止しようとするときは、事業廃止承認申請書（別記様式第５号）を中央会会長に提出し、その承認を受けるものとする。

第１２　事故報告

　　補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第６号）を中央会会長に提出し、その指示に従うものとする。

第１３　実績報告及び請求

（実績報告及び請求書の提出）

１　補助対象者は、本補助事業が完了したとき、または令和８年１月３１日（金）のいずれか早い時期までに、本補助事業の成果を記載した「実績報告及び請求書（別記様式第７号）」を会長に提出するものとする。

　　なお、事業を廃止した場合には、当該様式に実績報告のみを記載して提出するものとする。

（消費税等額の扱い）

２　補助対象者は、１の実績報告及び請求書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告するものとする。

第１４　額の確定

（補助金額の確定と通知）

　　中央会会長は、第１３の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告及び請求書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知（別記様式第８号）する。

第１５　是正措置

１　中央会会長は、第１４の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を命ずることができる。

２　第１３の規定は、１の命令により補助対象者が必要な措置をした場合について準用する。

第１６　補助金の支払

　　中央会会長は、第１４の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

第１７　決定の取消し

１　中央会会長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

①　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

②　補助金等を他の用途に使用したとき。

③　補助対象者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業者、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。

④　その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。

２　１の規定は第１４の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第１８　補助金の返還

１　中央会会長は、第１７の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助対象者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

２　中央会会長は、第１４の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずる。

第１９　違約金加算及び延滞金

１　中央会会長が第１７の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助対象者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合（年当たりの割合は、閏都市の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　中央会会長が補助対象者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助対象者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第２０　違約加算金の計算

１　第１９の１の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第２１　延滞金の計算

　　第１９の２の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第２２　他の補助金等の一時停止等

中央会会長は、補助対象者に対し補助金の返還を命じ、補助対象者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第２３　帳簿及び関係書類の整理保管

　　補助対象者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後５年間保管しなければならない。

第２４　委任

　　この要領に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事業は中央会会長が別途定めるものとする。

　　附則

　この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別記様式第１号の１（第６関係）

記入日：令和　　　年月日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　代表理事会長　　様

申請者　〒

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（自宅）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業費補助金交付申請書

令和７年度において、下記のとおり事業を実施したいので、ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業実施要領第６の規定により、

補助金※　　　　　円の交付を申請します。

※記入する補助金の額は、下記の２の補助金申請額【B】欄の額とする。

記

１　事業内容

1. 種苗及び資材等を使用する作物の栽培予定

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種苗及び資材等の名称 | 対象作物名 | 栽培等面積 | 栽培場所 |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

（２）導入資材等の計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種苗及び資材等の名称 | 種類・型番等 | 数量 | 単価(税込） | 購入費(税込） |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

２　補助申請額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種苗及び資材等の名称 | 事業費(購入費合計)  （税込） | 補助対象額【Ａ】  （税抜） | 補助金申請額【Ｂ】  【Ａ】×１/２  1,000円未満は切捨て |
|  |  |  |  |

※補助金申請額【Ｂ】は下限額が10千円、上限額が100千円となります

３　事業完了予定年月日　　　令和　　　年　　月　　日

４　別添資料

1. 適切な事業実施に係る誓約書（別記様式第１号の２）
2. 誓約書（別記様式第１号の３）
3. 経費の積算の根拠となる資料（見積書等）
4. 資材の名称・種類がわかる書類

５　本事業の事務担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 受付JA名  （部署・支店） |  |
| 担　当　者  所属・氏名 |  |
| 連　絡　先 | （電　話）  （ＦＡＸ）  （E-mail） |

　　※個人で申請の場合は上記事務担当者欄の記載は不要です。

　　※ＪＡにて取りまとめ申請の場合は上記事務担当者欄を記載してください。

別記様式第１号の２（第６関係）

適切な事業実施に係る誓約書

東京都農業協同組合中央会

代表理事会長　　様

　ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業（以下、本事業とする）の申請にあたり、以下の事項を誓約いたします。

補助事業者は、過去に国、都道府県、区市町村等からの助成に関し不正等の事故を起こしていないこと。

過去、東京都による改善勧告等を受けたことがないこと。

本事業で導入する種苗及び資材等は、農業生産現場において、エコ農産物の生産に寄与するために導入すること。

種苗及び資材等は、補助事業者自らの管理のもと、正しい使用方法に則り活用すること。

種苗及び資材等は、譲渡・転売しないこと。

実績報告書　５添付書類（１）種子及び資材を購入したことがわかる書類（（写）を含む）は、国や都等、他の補助金請求のために提出しないこと。また既に提出したものでないこと。

東京都農業協同組合中央会代表理事会長（以下、会長とする）が必要と認めた場合には、種苗及び資材等に係る現地調査の実施に応じること。

現地調査にあたっては、補助事業者が立ち合い、調査に協力すること。

この誓約に違反又は相違があった場合は、事業の実施状況に応じ事業の取り下げ、廃止等手続きを行うこと。

補助事業者が補助金受領後に、上記内容が判明した場合は、補助金の返還に異議なく応じること。

　　　　年　　月　　日

住所

氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別記様式第１号の３（第６関係）

**誓　約　書**

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　代表理事会長　　　様

ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業実施要領第４の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同実施要領第１７の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同実施要領１８の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団又は暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年　　月　　日

住　所：

氏名

（団体名・代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

＊　法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

＊　この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

　・　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

　・　暴力団員を雇用している者

　・　暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

　・　暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

　・　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記様式第２号（第７関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号

年　月　日

宛先

東京都農業協同組合中央会

　　代表理事会長　野﨑　啓太郎

令和　年　月　日付で提出されたＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業費補助金交付申請書については、内容を審査したところ適当と認め、下記のとおり交付することに決定したので、ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業実施要領第７の１の規定により通知する。

記

１　交付金額　　　　　金　　　　　　　　円

２　補助事業の内容等

補助事業の内容等は、　　年　月　日付で申請のあったＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。

３　補助率等

事業費、補助金額及び補助率等は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業内容 | 事業費 | 補助金額 | 補助率等 |
|  | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |

４　ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業実施要領の準用

この交付の決定通知の内容又はこれに付された条件、事務手続きについては、令和７年４月１日付都中農推第１３号ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業実施要領の各項を準用する。

別記様式第３号（第８関係）

　年　　月　　日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　代表理事会長　　　様

住　所

氏　名

補助金交付決定前着工届

令和　　年　　月　　日付で提出したＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業費補助金交付申請書に係る下記事業について、ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業実施要領第8の規定に基づき、別記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

１　事業内容及び事業量

２　事業費

３　補助金交付申請書年月日

４　着工予定年月日

５　完了予定年月日

６　補助金交付決定前着工を必要とする理由

（別記条件）

１　補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は補助事業申請者が負担するものとする。

２　補助金交付決定を受けた金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

３　当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更は伴わないこと。

別記様式第４号（第１０関係）

年月日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　代表理事会長　　　様

申請者　〒

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（自宅）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業

変更承認申請書

令和　年　月　日付　　　　第　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業費実施要領第１０の１の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認（及び補助金　　　　　　　円の変更交付）を申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容（変更部分について二段書きで、変更前を上段に（　）書きにする。）

経費の内訳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業内容 | 事業費(購入費合計)  （税込み） | 補助対象額【Ａ】  （税抜き） | 補助金申請【Ｂ】  【Ａ】×１/２  1,000円未満は切捨て |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

３　事業完了予定年月日　　　令和　　　年　　月　　日

４　別添資料

1. 経費の積算の根拠となる資料（見積書等）
2. 導入する資材の名称・種類がわかる書類

別記様式第５号（第１１関係）

年月日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　代表理事会長　　　様

申請者　〒

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（自宅）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業

廃止承認申請書

令和　年　月　日付　　　　第　　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業については、下記のとおり事業を廃止したいので、ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業実施要領第１１の規定に基づき承認を申請します。

記

　廃止の理由

別記様式第６号（第１２関係）

年月日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　様

申請者　〒

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（自宅）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業事故報告書

令和　年　月　日付　　　　第　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業実施要領第１２の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

１　事故の内容

２　事故発生前における補助事業の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和　年　月　日  現在の支出額 | | 残　　　高 | | 事故発生後  支出予定額 | |
| 補助事業  に要する  経　　費 | 補助金額 | 補助事業  に要する  経　　費 | 補助金額 | 補助事業  に要する  経　　費 | 補助金額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 事故発生の場合の不用額 | | 円 | | | |

別記様式第７号（第１３関係）

年月日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　様

申請者　〒

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（自宅）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業費補助金

実績報告及び請求書

標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業実施要領第１３の１の規定に基づき、実績を報告し、下記金額を請求します。

記

１　請求額 　　　　　　　　　　円

２　実績内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業内容 | 事業費(購入費合計)  （税込） | 補助対象額【Ａ】  （税抜） | 補助金申請額【Ｂ】  【Ａ】×１/２  1,000円未満は切捨て |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

※補助金申請額【Ｂ】は下限額が10千円、上限額が100千円となります

３　振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関名 |  | | 支店名 |  |
| 金融機関コード（4桁） |  | 支店番号（3桁） | |  |
| 貯金の種類別 | 普通　当座  貯蓄 | 口座番号 | |  |
| 口座の名義（カタカナ） |  | | | |

※通帳・キャッシュカード等振込先が確認できるものの写しを添付すること。

４　事業完了年月日　　令和　　　年　　月　　日

５　別添資料

　　経費の支出の根拠となる資料

1. 種子及び資材を購入したことがわかる書類  
   ポイントが付与される場合は、付与されたポイント数がわかるレシート等  
   （例：①領収書及び購入したものがわかる納品書　　②名前を記載した購入明細レシート等）
2. 通帳・キャッシュカード等振込先が確認できるもの

（３）農業生産資材を導入後の写真

別記様式第８号（第１４関係）

番　　　　　号

（補助対象者名）

住　所

申請者名

電話番号

令和　年　月　日付　　　　第　　号をもって交付決定したＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業費補助金については、令和　年　　月　　日付をもって提出された実績報告の内容を審査した結果、ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を　　　　　　円に確定したので通知する。

　　　　　　令和　年　　月　　日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　代表理事会長　野﨑　啓太郎